額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第三百二十一条の七の八第二項の規定により読み替えられた第三百二十一条の七の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第三項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5　市町村が令和六年度分の個人の市町村民税を第三百二十一条の七の九第二項、第三百二十一条の七の十第一項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の十二　道府県は、令和七年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3　市町村は、令和七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

4　前項の市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円を超える場合には一万円から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

（政令への委任）

第五条の十三　附則第五条の八から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第三項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に、「とする」を「と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「及び」とあるのは「、附則第六条第二項及び」とする」に改め、同条第六項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に、「とする」を「と、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「及び」とあるのは「、附則第六条第五項及び」とする」に改める。

附則第八条第二項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「第十二項」を「第十項まで及び第十二項から第十四項」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二第六項第一号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「第四十二条の十二の五第二項」の下に「から第四項まで及び第八項」を加え、同条第十九項中「生じた事業年度」の下に「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）」を加え、「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に、「及び第五項」を「、第五項、第七項から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十二の七第六項」の下に「から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、「第四十二条の十二の五第一項」の下に「、第二項、第四項及び第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」とする。